【表紙】

【提出書類】	**臨時報告書**
【提出先】	**関東財務局長**
【提出日】	**平成24年6月22日**
【会社名】	**スルガ銀行株式会社**
【英訳名】	Suruga Bank Ltd.
【代表者の役職氏名】	**取締役社長　岡 野 光 喜**
【本店の所在の場所】	**静岡県沼津市通横町23番地**
【電話番号】	**（沼津）055-962-0080（大代表）**
【事務連絡者氏名】	**執行役員 経営管理部長　秋田達也**
【最寄りの連絡場所】	**東京都中央区日本橋室町1丁目7番1号** **スルガ銀行株式会社 経営企画部**
【電話番号】	**（東京）03-3279-5535**
【事務連絡者氏名】	**経営企画部長　村 松 忠 広**
【縦覧に供する場所】	**スルガ銀行株式会社 東京支店** **（東京都中央区日本橋室町1丁目7番1号）** **スルガ銀行株式会社 横浜支店** **（神奈川県横浜市中区尾上町5丁目67番地の1）** **株式会社東京証券取引所** **（東京都中央区日本橋兜町2番1号）**

１【提出理由】

当社は、平成２４年６月２２日開催の当社第２０１期定時株主総会の特別決議に基づき、同日平成２４年６月２２日開催の取締役会において、会社法第２３６条、第２３８条および第２３９条の規定により、平成２４年８月１日に新株予約権の割当てを行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第２４条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第１９条第２項第２号の２の規定に基づき提出するものであります。

２【報告内容】

（１）銘柄

スルガ銀行株式会社 第１０回新株予約権（平成２４年６月２２日定時株主総会決議）

（２）発行数

３９４個

新株予約権１個につき目的たる株式数（以下「対象株式数」という。）は、当社普通株式 １，０００株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数の調整を必要とする場合には、下記（５）により調整するものとする。

（３）発行価格

無償

（４）発行価額の総額

未定

（５）新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

種類：当社普通株式

総数：３９４千株（対象株式数は、当社普通株式１，０００株とする。）

なお、以下のとおり対象株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後の対象株式数に上記新株予約権の上限の数を乗じた数とする。

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない対象株式数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式無償割当てをする場合、その他これらの場合に準じ対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める対象株式数の調整を行う。

（６）新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権の行使に際して出資される１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、８１７円とする。

ただし、当該金額が、新株予約権割当日の終値（終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

また、各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、行使価額に対象株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、時価を下回る価額で、新株の発行または、自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

なお、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「分割・新規発行前の株価」とは、調整後行使価額を適用する日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値とする。
また、「既発行株式数」とは、新株発行が行われた場合はその割当日における発行済株式総数とし、自己株式が処分された場合は調整後行使価額を適用する日の前日における発行済株式総数から処分する自己株式の総数を控除した数とする。
自己株式処分の場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。
なお、当社が、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

（７）新株予約権の行使期間
平成２６年８月１日から平成３１年７月３１日までとする。行使期間の最終日が当社の休業日に該当するときにはその前営業日を最終日とする。

（８）新株予約権の行使の条件
①新株予約権の割当てを受けた者は、権利を行使する時においても、当社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由があると当社が認める場合、その他新株予約権割当契約に規定する一定の場合においてはこの限りではない。
②新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人には本新株予約権の行使を認めない。
③その他の条件は、当社定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

（９）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第１７条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

（１０）譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

（１１）当該取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳
当社の取締役（社外取締役を除く）７名および従業員１５名に割当てる。

（１２）勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第２条第２項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係
該当なし。

（１３）勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容
① 新株予約権の譲渡禁止
新株予約権については、譲渡、質入れその他の処分をすることはできない。
② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人には本新株予約権の行使を認めない。
③ 新株予約権者が次の各号に定める事由のいずれかに該当することとなった場合、新株予約権を行使することはできないものとする。
１）新株予約権者が補助開始、保佐開始または後見開始の審判を受けた場合
２）新株予約権者に破産手続開始決定があった場合
３）新株予約権者が当社または当社の関係会社の就業規則により懲戒解雇または諭旨解雇されたとき
４）新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、使用人またはコンサルタントに就任した場合。ただし、当社の取締役会において、事前に承認された場合はこの限りでない。
５）新株予約権者が法令、新株予約権割当契約または当社の社内規程等に違反するなどして、当社に対する背信行為があったと認められる場合
６）新株予約権者が新株予約権割当契約の規定に違反した場合

（１４）新株予約権を割り当てる日
平成２４年８月１日

（１５）当社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

① 当社は、当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約もしくは当社が完全子会社となる株式移転計画が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会で承認された場合）であって、当社取締役会が取得する日を別途定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、当社取締役会が取得する日を別途定めた場合、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

（１６）新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

以上